

勝浦市農業委員会会議録

(2月定例会)

平成27年2月23日(月曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、15名でその氏名は次のとおりである。

1番 鈴木 克己	2番 中村 東雄	3番 長谷川 武久
4番 岩瀬 和巳	5番 長田 晴夫	6番 水野 金尋
7番 藤江 義博	8番 鎌田 正敏	9番 元吉 博嗣
10番 土屋 元	11番 竹下 和夫	12番 佐近 茂
14番 数金 清美	15番 吉野 勇孝	16番 末吉 修一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中村 泰輔 書記 市東 義之

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 平成27年度勝浦市農作業別標準賃金並びに機械による標準農
作業料金の設定について

第3 その他

○会長（末吉修一委員） 本日はご苦労さまです。

本日の出席委員は16名中15名で、定足数に達しておりますので、会議はここに成立いたしました。

定刻となりましたので、これより平成27年勝浦市農業委員会2月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでありますので、これによってご承知を願います。

○会長（末吉修一委員） それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規程により、会長において、鎌田正敏委員及び元吉博嗣委員を指名いたします。

○会長（末吉修一委員） 日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご説明します。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は宿戸の田、158平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲渡人は、自宅から遠く耕作できないので売り渡したいとし、譲受人は、農業経営の規模拡大のため取得したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、給食センターから●側約●●●メートルの地点となります。

2ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は関谷の田畑、延べ6,965平方メートル、贈与による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲渡人は、海外在住のため譲り渡したいとし、譲受人は、新規就農のため譲り受けたいとして申請がなされたものです。

申請位置は、国道297号線若潮台交差点から●側約●キロメートルの地点となります。以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

続いて、地区担当委員の補足説明をお願いします。

申請番号1番につきまして、竹下和夫委員をお願いします。

○11番（竹下和夫委員） それでは私の方から補足説明をいたします。

申請の概要は事務局の説明のとおりでございます。

○事務局長（中村泰輔） ●●●●さんと●●●●さんの関係ですが、こちらにつきましては親子ということになります。

現在住んでいる関谷の●●●番地の土地家屋につきましては、●●●●さんのお祖父さんにあたる●●●●さんという方が持っていて、その方が亡くなって後を継ぐ形で日本にやって来て入るということだそうです。

○8番（鎌田正敏委員） はい、わかりました。

○会長（末吉修一委員） 他にはいかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） よろしいですか。

それでは質疑が無いということでございます、これを持って質疑を終結いたします。
これより議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを採決いたします。
申請番号1番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員であります。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、申請番号2番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員であります。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご説明します。

資料の5ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は、浜行川の畑、221平方メートル、太陽光発電施設に転用するため賃貸借権の設定を目的とした申請です。

施設の概要は、パネル数48枚、発電量11キロワットです。

転用の時期は、平成27年3月21日から平成27年4月30日で、資金計画は自己資金によるもので、通帳の写しにより確認しております。

申請理由につきまして、借受人は、農地を借り自然に優しい太陽光発電施設を設置したいとし、貸付人は、相続を受けたが耕作ができないため貸し付けたいとして申請がなされたものです。

次に申請位置ですが、興津小学校から●側に約●●●キロメートルの地点となります。

以上で議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

続いて、地区担当委員の補足説明をお願いします。

申請番号1番につきまして、吉野勇孝委員をお願いします。

○15番（吉野勇孝委員） 申請の概要は事務局の説明とおりでございます。

2月20日、現地調査を行いまして、代表の●●さんとは会えませんが、この人の奥さんの親が●●さん、前回も申請が出たんですがその方とお会いしまして、そのときに貸付人の●●さんという方は浜行川から八千代の方にお嫁に行きまして、相続でこの土地を取得しまして農業の方はやっていませんということで、それで申請地が会社の近くということもあって、お互いの利害が一致したことから事業用地として利用するため申請に至ったということです。

許可要件につきましては、立地条件として第2種農地に該当し、隣接農地への営農条件についても支障がなく、他への代替性もありませんので問題はないと思います。

整地についてもほとんど手が掛からないことから、転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当として判断します。

皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（末吉修一委員） これをもって、職員の説明並びに地区担当委員の補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） ご質疑無いようですので、これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを採決いたします。
申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙
手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員であります。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付することに決定いた
しました。

○会長（末吉修一委員） 次に議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とい
たします。

なお、申請番号18番及び19番については、除斥委員該当事案となりますので、申請
番号1番から17番を先に審議する事といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条
により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成27年2月2
日付けで決定を求められるものです。

このたびの2月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画6件、18,619平方メー
トル、再設定計画13件、54,344平方メートル、合計19件、72,963平方メー
トルです。

資料の4ページをご覧ください。

申請番号1番、串浜の田2筆、延べ4,353平方メートル、利用計画は水田、利用権
の種類は使用貸借権です。

設定期間は、平成27年3月1日から10ヶ年の再設定です。

5ページをご覧ください。

申請番号2番、法花の田3筆、延べ2,464平方メートル、利用計画は水田、利用権
の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年3月1日から1ヶ年の再設定です。

6ページをご覧ください。

申請番号3番、杉戸の田2筆、延べ4,269平方メートル、利用計画は水田、利用権
の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年3月1日から5ヶ年の再設定です。

7ページをご覧ください。

申請番号4番、芳賀の田5筆、延べ2,467平方メートル、利用計画は水田、利用権

の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年3月1日から5ヶ年の新規設定です。

8ページをご覧ください。

申請番号5番、小羽戸の田畑3筆、延べ3, 637平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年3月1日から5ヶ年の新規設定です。

9ページをご覧ください。

申請番号6番、植野の田3筆、延べ6, 865平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年3月1日から5ヶ年の再設定です。

10ページをご覧ください。

申請番号7番、植野の田3筆、延べ4, 996平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年3月1日から5ヶ年の再設定です。

11ページをご覧ください。

申請番号8番、南山田の田2筆、延べ5, 014平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年3月1日から5ヶ年の再設定です。

12ページをご覧ください。

申請番号9番、南山田の田2, 001平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年3月1日から5ヶ年の再設定です。

13ページをご覧ください。

申請番号10番、名木の田2筆、延べ1, 067平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年3月1日から5ヶ年の再設定です。

14ページをご覧ください。

申請番号11番、植野の田2筆、延べ7, 041平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年3月1日から5ヶ年の再設定です。

15ページをご覧ください。

申請番号12番、名木の田2筆、延べ4, 532平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年3月1日から5ヶ年の再設定です。

16ページをご覧ください。

申請番号13番、植野の田2, 037平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年3月1日から5ヶ年の再設定です。

17ページをご覧ください。

申請番号14番、上植野の田畑10筆、延べ7,992平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年3月1日から5ヶ年の再設定です。

18ページをご覧ください。

申請番号15番、関谷の田513平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年3月1日から10ヶ年の新規設定です。

19ページをご覧ください。

申請番号16番、中谷の田2筆、延べ5,014平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年3月1日から10ヶ年の新規設定です。

20ページをご覧ください。

申請番号17番、中谷の田908平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年3月1日から10ヶ年の新規設定です。

以上で、申請番号1番から17番までの説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、鈴木委員。

○1番（鈴木克己委員） 17ページの番号14番の畑が1筆あるんですけど、新規開田ていう、田んぼから畑は転作であるんだけど、畑を田んぼにするのは新規開田ていうのは認められないという風に解釈しているんだけど、元々昔から田んぼで作ってるのかどうかわかりますか。

○事務局長（中村泰輔） これは以前から田んぼです。

再設定でもあります。

○1番（鈴木克己委員） 再設定なんだよね。

俺がちょっと聞きたいのは、畑を田んぼにするのは今どういう状況ですか。

○事務局長（中村泰輔） 農政の方では、引っかかる部分もあるかもしれませんが、実際の田んぼについて引っかかるという認識はないといえますか、突き詰めればちょっと問題はあるかもしれませんが。

○1番（鈴木克己委員） これがいい悪いというわけではなく、そののところがちゃんと確認をしておきたいと思って。

結構あるんですよ、地目畑で昔開田しちゃったのが一杯あるんだけど。

その辺を、畑を田んぼに地目変更ってのは出来るんですか、この問題ではなくて。

○事務局長（中村泰輔） 農地法上の規制はありません。

農地は、一体として農地として扱っておりますので、採草放牧地にするとなると農地法に抵触しますが、田畑のそのどっちに行くという部分では農地法上は問題ないんですが、生産調整とか農政の方で、何かしら引っかかる問題もあるかもしれませんので、たとえば次回までの宿題とさせていただきますと助かります。

○1番（鈴木克己委員） 農業委員会として見解をちゃんとしておかないと、問題が起こることも、ここは問題ないんですね。

わかりました、以上です。

○会長（末吉修一委員） 他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） ご質疑無いようですので、これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第3号、農用地利用集積計画の決定についての申請番号1番から17番を採決いたします。

申請番号1番から17番の計画につきまして、本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に申請番号18番及び19番について審議致します。

●●●●委員が農業委員会等に関する法律第24条の規定により、議事参与制限の対象となりますので退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

（●●委員退席）

- 会長（末吉修一委員） それでは休憩を解き、再開いたします。
申請番号18番及び19番について事務局より説明を求めます。
中村事務局長。
- 事務局長（中村泰輔） それでは、申請番号18番及び19番についてご説明申し上げます。
資料の21ページをご覧ください。
申請番号18番、杉戸の田1, 713平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。
設定期間は、平成27年3月1日から5ヶ年の再設定です。
22ページをご覧ください。
申請番号19番、杉戸の田6, 080平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。
設定期間は、平成27年3月1日から5ヶ年の新規設定です。
以上で議案第3号、農用地利用集積計画の決定についての説明を終わります。
- 会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
ご質疑ございませんか。
はい、鎌田委員。
- 8番（鎌田正敏委員） 19番ですが、面積が6,080。
これ、ちょっとずいぶん大きい田んぼなんですけど、こういうの実際あるんですかね。
- 事務局長（中村泰輔） あります。
台帳上でチェックをしておりますが、再度確認をしまして、間違いありません。
- 会長（末吉修一委員） 再度確認をとったところ間違いがないということですので。
他にはいかがでしょうか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 会長（末吉修一委員） よろしいですか。
ご質疑無いようですので、これを持って質疑を終結いたします。
- 会長（末吉修一委員） これより議案第3号、農用地利用集積計画の決定についての申請番号18番及び19番を採決いたします。
申請番号18番及び19番の計画につきまして、本案は原案のとおり決定することに賛

成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

- 会長（末吉修一委員） 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり決定いたしました。
ここで●●委員の除斥を解きたいと思います。
暫時休憩いたします。

(●●委員着席)

- 会長（末吉修一委員） それでは休憩を解き再開いたします。
申請番号18番及び19番につきましては原案のとおり決定いたしました。
- 会長（末吉修一委員） 次に議案第4号、平成27年度勝浦市農作業別標準賃金並びに機械による標準農作業料金の設定についてを議題といたします。
事務局より説明を求めます。
中村事務局長。
- 事務局長（中村泰輔） それでは、ご説明いたします。
本件は、千葉県農業会議において平成27年度の標準賃金並びに標準農作業料金が設定なされたことに伴い、本市の平成27年度の標準額について設定するものであります。
各標準額の案につきましては、資料の23ページに載っているとおりとなります。
説明につきましては、一枚めくっていただきました、別紙資料1というものをベースに説明させていただきたいと存じます。
今回、千葉県農業会議では、機械価格の上昇に伴い、夷隅農業事務所管内の畑作業賃金が100円、田植機で100円、コンバインで200円の増額を行っております。
また、燃料価格の下落に伴いトラクターによる耕起で100円の減額を行っております。
夷隅郡市の状況につきましては、現在のところ前年並みで検討中との回答でありました。
これらの状況を踏まえまして、今後、燃料代の上下はあるものの実状としては、前年度とあまり変化はないという風に考えまして、全体的に変更なしとしております。
変更のある部分として乾燥調整についてですが、平成26年のライスセンターの利用料金を基に平均的な価格を求めたところ、若干の上昇が見られるため、県農業会議の価格に合わせ100円の増額としたほか、育苗については、昨年のJA販売価格が消費税率の変更に伴い税込874円でありましたので、通常であれば850円から874円に増額変更するところですが、県農業会議の設定価格との乖離がさらに広がってしまうということで、納税義務の免除されている農家さんもあるということで、基本的に税抜き価格として810円で設定するものです。

以上で、議案第4号、平成27年度勝浦市農作業別標準賃金並びに機械による標準農作業料金の設定についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、鎌田委員。

○8番（鎌田正敏委員） 先ほどの説明で、乾燥調整粃摺り含むが2,700円が2,800円になるという説明の中で、ライスセンターの平均の利用料があったんですが、こんなに高くないんじゃないですかね。

○事務局長（中村泰輔） 実績で備考欄に記載してありますが、25パーセント程度で2,075円ということでしたので、それに粃摺りの料金をのっけて2,800円としました。

○8番（鎌田正敏委員） 2,075円てのは粃摺り料金含んでませんか。

○事務局長（中村泰輔） 含んでない金額でJAの方からはお聞きしたつもりなんです。

○8番（鎌田正敏委員） 28パーセント以上だと、これに粃摺り800円つけると大変な金になっちゃう。

○事務局長（中村泰輔） 昨年の金額が、郡市内2,700円なんで。

JAの料金はそういうことなんです、農業会議では2,800円というような積算をしておりますので、それに倣ったような形で個人受けの場合は参考価格として2,800円でいかがかということなんです。

○8番（鎌田正敏委員） はい、わかりました。

○会長（末吉修一委員） 他にはいかがでしょうか。

ご意見および質疑。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） なしの声がありますけど、よろしいですか。

ご質疑無いということですので、これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第4号、平成27年度勝浦市農作業別標準賃金並びに機械による標準農作業料金の設定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり決定しました。

○会長（末吉修一委員） 次に、日程第3、その他でございます。
委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○会長（末吉修一委員） ご発言が無いようですので、これをもって日程第3、その他を終わります。
以上で、本定例会に付議されました案件はすべて議了されました。
これをもって、平成27年勝浦市農業委員会2月定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後2時15分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成27年2月23日

勝浦市農業委員会会長

署 名 委 員

署 名 委 員
